

# 御 殿 場 市 水 防 計 画

(第3章「避難」)

別冊「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」

御 殿 場 市

令和2年2月

## 目 次

<b>1 前言</b>	
(1) マニュアルの狙い	2
(2) マニュアルの枠組み	2
(3) マニュアル作成上の前提	2
<b>2 避難勧告等発令の基本的考え方等</b>	
(1) 避難勧告等発令の判断基準の基本的考え方	2
(2) 判断基準の設定にあたっての関係機関の助言	3
(3) 避難情報と市民等が取るべき行動	3
(4) 市民が日頃から準備・留意しておく事項	4
<b>3 水害</b>	
(1) 避難勧告等の発令の判断基準	5
(2) 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所	10
<b>4 土砂災害</b>	
(1) 避難勧告等の発令の判断基準	20
(2) 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所	26
<b>5 避難勧告等の情報伝達</b>	
(1) 避難勧告等の伝達方法	39
(2) 避難所一覧表	44

## 1 前言

### (1) マニュアルの狙い

本マニュアルは、水害及び土砂災害に対する避難勧告等の発令判断基準、警戒すべき区間・箇所、避難勧告等の伝達方法について明確化・具体化することにより、市の水防関係者が適時・適切な判断に基づく迅速・的確な避難勧告等の処置をして、市民等の円滑な避難等を実現しうる体制を確立するために作成したものである。

### (2) マニュアルの枠組み

ア 対象とする災害は、水害及び土砂災害とする。

イ 記載については、自主防災会の皆さまのご意見、庁内関係各課の意見に基づき、県の災害関係部局や関係機関と連携を図ったものである。

### (3) マニュアル作成上の前提

ア 本マニュアルは、災害対策基本法第60条第1項及び御殿場市水防計画の第3章「避難」に基づき作成

イ 本マニュアルは、今後の情報体制の整備状況、実際の避難行動等からの教訓などに基づき、必要に応じて見直すものとする。

## 2 避難勧告等発令の基本的考え方等

### (1) 避難勧告等発令の判断基準の基本的考え方

避難勧告等の発令基準の設定は、避難所への移動（立ち退き避難）のための準備や移動に要する時間を考慮する。また既に周囲で水害や土砂災害が発生している等、立ち退き避難がかえって危険を及ぼしかねないと市民等が判断した場合には、近隣の安全な建物等の「緊急的な退避場所」への避難や屋内での安全確保措置をとることを市民等に周知する。

避難勧告等の発令基準を満たした場合には躊躇なく避難勧告等を発令するものとし、他の水害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については避難準備・高齢者等避難開始を積極的に活用し、避難準備・高齢者等避難開始が発令された段階から自発的に避難を開始することを市民等に推奨していく。この際、夜間避難を回避するための適切な時間帯の避難準備・高齢者等避難開始の発令を検討する。

避難勧告等を発令する地域は危険度に応じてできるだけ絞り込むこととし、発令地域の判断には土砂災害に関するメッシュ情報を活用する。

## (2) 判断基準の設定にあたっての関係機関の助言

市長は避難勧告等の判断に際し、指定行政機関や県等に助言を求めることができる。これらの機関は、リアルタイムのデータを保有しており、地域における各種災害の専門的知見を有していることから、災害発生の危険性が高まった場合など、躊躇することなく助言を求めるることは非常に有益である。

気象、河川、土壤がどのような状況となった場合に危険と判断されるかは、降雨や水位等の状況に加え、災害を防止するための施設整備の状況によって異なる。これらの施設管理者は国や県である場合が多く、また、施設管理者は過去の災害における降雨量や水位等のデータを保有している。このため避難勧告等の判断基準を設定する際には、これらの機関の協力・助言を積極的に求める必要がある。

また、これらの機関から市に対し、能動的に助言があった場合にはこれらの機関が専門的見地から尋常でない危機感を抱いているということであり、市にとっての重要な判断材料となりえることに留意する。

### 【助言を求めることができる機関】

国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所

静岡県 砂防課 危機管理部 沼津土木事務所

静岡地方気象台

## (3) 避難情報と市民等が取るべき行動

レベル	警戒	情報等	避難	市民等が取るべき行動
警戒レベル3	警戒	等避難開始	避難準備・高齢者	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>高齢者等は、立退き避難する。</u></li><li>・その他の者は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</li><li>・特に、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、避難所へ立ち退き避難することが強く望まれる。</li></ul>
警戒レベル4	警戒	避難指示（緊急）	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難所へ立退き避難する。</li><li>・<u>避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立ち退き避難する。</u></li><li>・避難所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「緊急的な待避場所」（近隣のより安全な場所、より安全な建物等）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」（屋内のより安全な場所への移動）をとる。</li></ul>
警戒レベル5	警戒	災害発生情報		<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>既に災害が発生している状況であり、命を守るために最善の行動をとる。</u></li></ul>

(4) 市民が日頃から準備・留意しておくべき事項等

- (ア) 気象情報等が入手できるようにテレビ、ラジオ、戸別受信機等を点検しておく。
  - (イ) 自分の住んでいる周りの河川（渓流）、水路、裏山等の危険箇所を把握しておく。
  - (ウ) 避難の時期、場所、経路等をあらかじめ熟知し、家族内で再確認しておく。
  - (エ) 危険が差し迫った状況で、避難場所への避難が困難な場合には、次のような事項に留意注意する。
    - a 浸水により避難所までの歩行等が危険な状態（浸水深50cmを上回る（膝上まで浸水が来ている）場所、20cm程度でも浸水の流れる速度が早い場所、10cm程度でも用水路等への転落のおそれがある場所）になった場合には、生命を守る最低限の行動として、自宅や近隣建物の2階等なるべく高いところへ緊急的に避難するなどの行動をとる。
    - b 他の土砂災害危険箇所等へ避難することは避ける。
    - c 渓流を渡り対岸に避難することは避ける。
    - d 渓流に直角方向に避難し、できるかぎり渓流から離れる。
- (オ) 平常時から区・組の行事等に参加し、近所付き合いを大切にする。

### 3 水害

#### (1) 避難勧告等の発令の判断基準

##### ア 避難勧告等の発令基準

市内の河川については、水防法第10条第2項又は第11条第1項に定める「洪水予報指定河川」がないため、市内各所の雨量、市民からの通報、巡視等による情報等により判断し、状況により避難勧告等を発令する。

##### 【判断基準】

<u>警戒レベル</u> <u>3</u>	避難準備・ 高齢者等避 難開始	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 市に洪水警報が発表され、監視警戒河川の護岸上面の80%まで水位が上昇した場合</li></ul>
<u>警戒レベル</u> <u>4</u>	・避難勧告 ・ <u>避難指示</u> <u>(緊急)※1</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 市に洪水警報が発表され、河川の護岸上面まで水位が上昇し、市民等に人的被害の発生する可能性が明らかに高まった場合</li><li>○ 消防団等から避難の必要性に関する通報があったとき</li><li>○ 浸水の発生に関する情報が住民等から通報された場合</li></ul> <p><u>※1 緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令</u></p>
<u>警戒レベル</u> <u>5</u>	<u>災害発生</u> <u>情報</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 既に災害が発生している場合</li></ul>
備 考	図1 「避難勧告等発令判断フローチャート」 図2 「避難勧告等する区域の判断フローチャート」	

※1 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。

※2 巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ総合的な判断を行うこと。（日没以降の避難を避けるため、夜間に避難勧告が予想される場合には、日没1時間前までに避難勧告を先行して発令するよう努める。）

※3 インターネット等から得られる動的情報により危険でないと判断しても、住民、職員、関係機関等から得られる人的動的情報を最優先して避難勧告等の発令を判断する。

図1

## 避難勧告等発令判断フローチャート (水害)

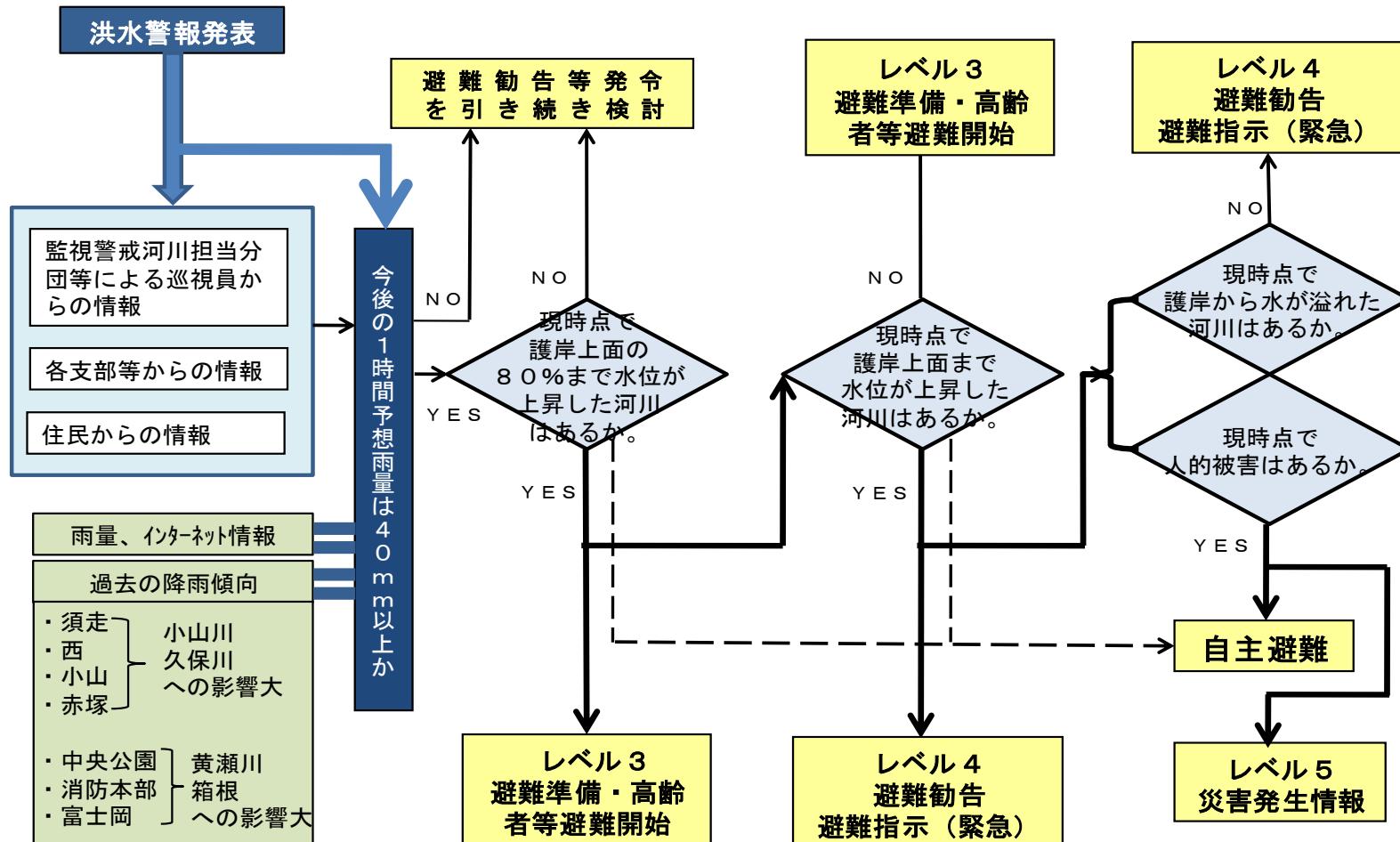
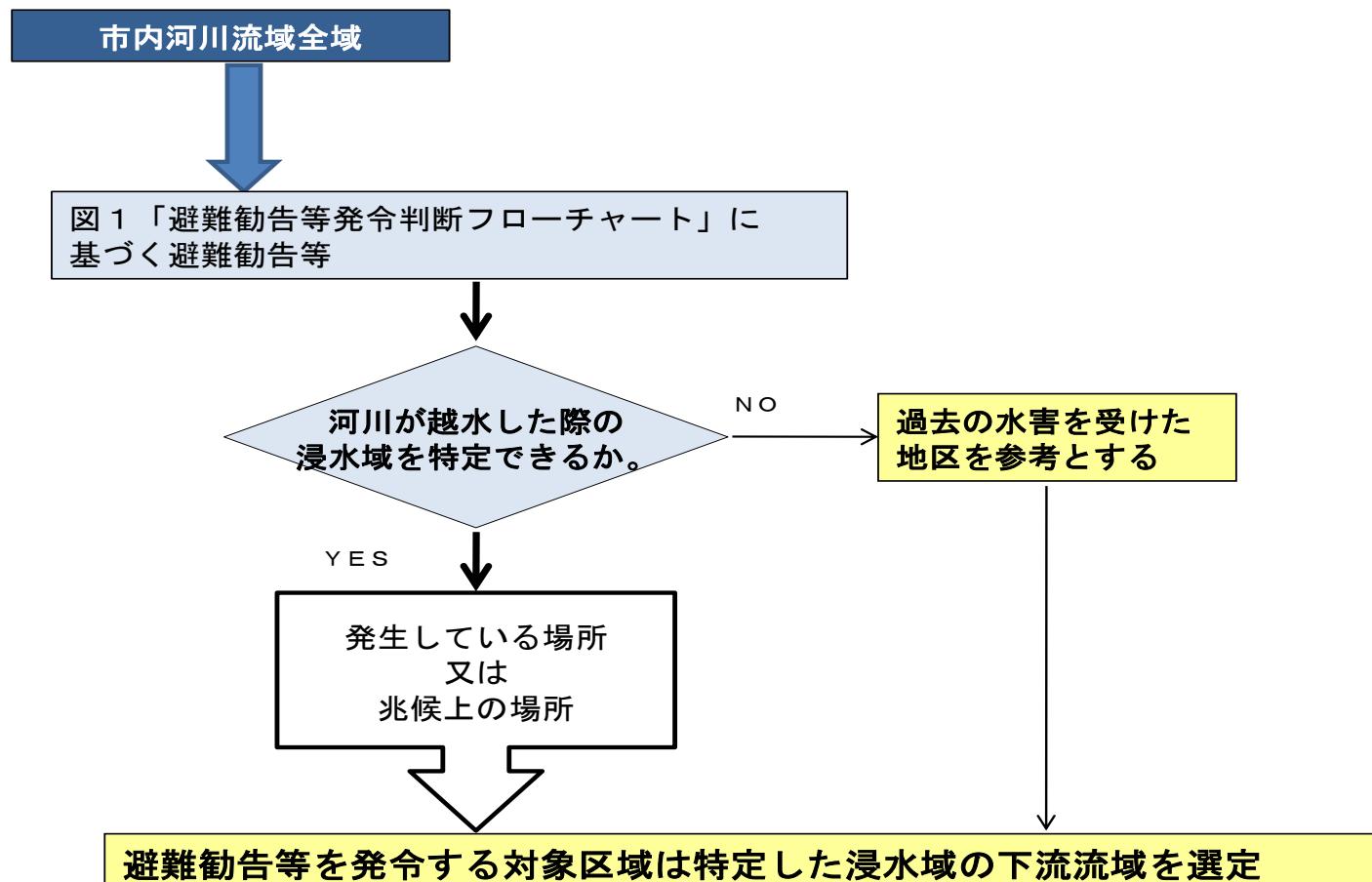


図2

避難勧告等する区域の判断フローチャート  
( 水害 )



イ 監視警戒河川（橋梁名）

水系名	河川名	監視警戒 河川（橋梁）	地先名	担当分団等	備 考
狩野川	黄瀬川	明治橋	沼田	第2分団	水位標設置
"	"	川久保橋	二子	"	"
"	"	丸獄橋	大坂	"	"
"	"	中央橋	神山	"	"
"	"	昭和橋	川島田	第3分団	
"	久保川	水道橋	竈	第2分団	"
"	"	久保川橋	中山	"	"
"	"	池の平橋	神山	"	"
"	西川	西川橋	中清水	"	"
鮎沢川	小山川	協同橋	萩原	第1分団	
"	"	志村橋	萩原	"	
"	"	徳乃屋付近	新橋	"	
備 考		図3「監視警戒河川（橋梁等）及び監視場所」			

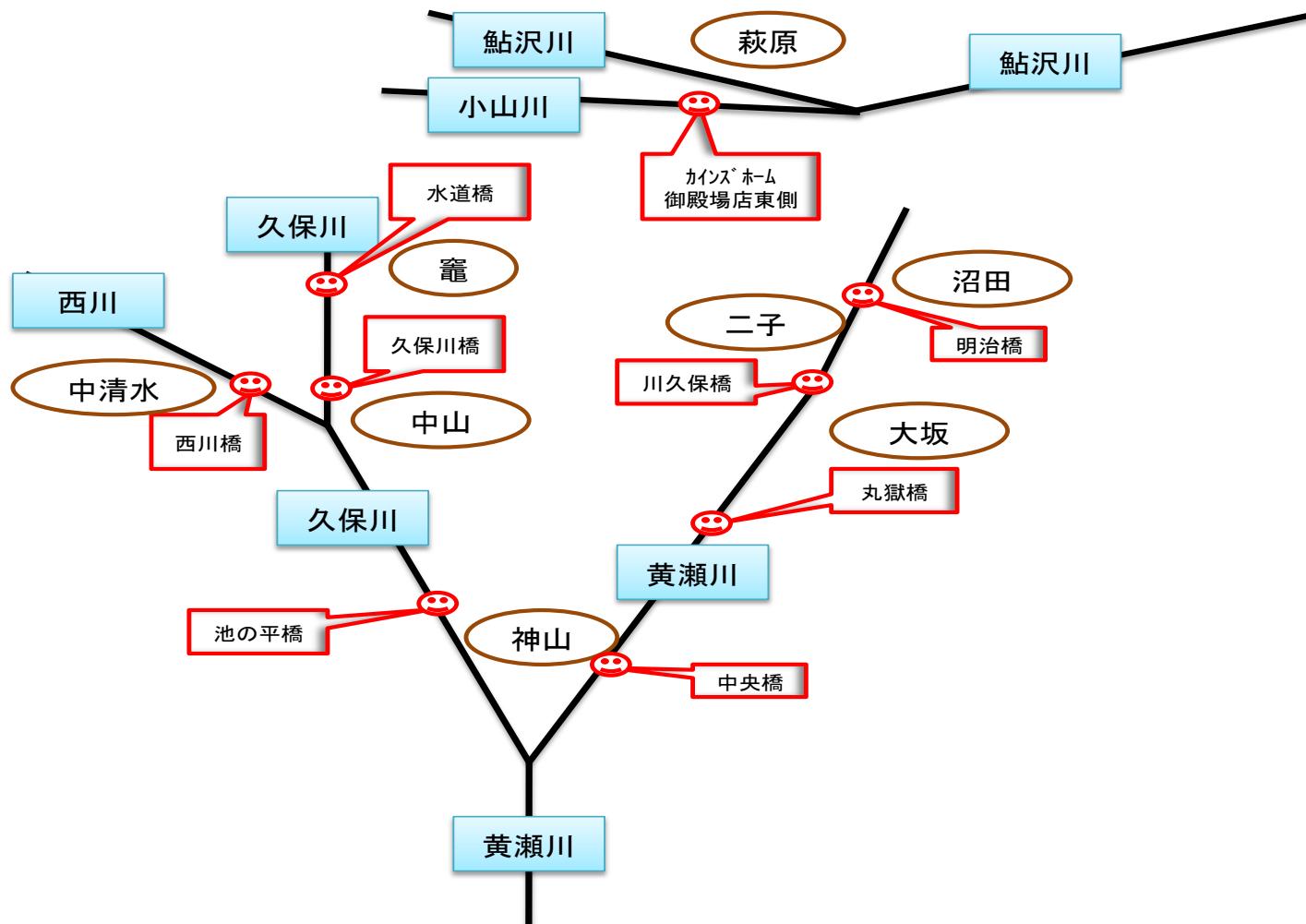
※ 監視警戒河川以外にもはん濫等が予想される河川については、監視を強化する。

ウ 雨量情報等の入手方法

方 法		住民入手	アクセス方法	
国土交通省	川の防災情報	○	<a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a>	
		【非公開】	市町村向け川の防災情報	
	Xバンド MP レーダ 雨量情報	○	<a href="http://www.river.go.jp/xbandadar/">http://www.river.go.jp/xbandadar/</a>	
気象庁 静岡地方気象台		○	<a href="http://www.jma-net.go.jp/shizuoka/">http://www.jma-net.go.jp/shizuoka/</a>	
		【非公開】	市町向け情報	
		【非公開】	ホットライン	
静岡県土木総合防災情報 サイボスレーダー		○	<a href="http://sipos.shizuoka2.jp">http://sipos.shizuoka2.jp</a>	
御殿場市・小山町広域行政組合 消防本部 雨量計		-	FAX受信	

図 3

## 監視警戒河川（橋梁等）及び監視場所



(2) 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

ア 外水氾濫（河川の氾濫等）

(ア) 過去の被害箇所等（疎通能力不足等）から想定浸水深50cm以上（床上浸水）と予想される箇所等

a 小山川

カインズホーム御殿場店東側

避難すべき区域：萩原区大原組



b 黄瀬川

市道0128号線丸獄橋付近

避難すべき区域：大坂区18組



(イ) その他、注意を要する箇所等

a 小山川

(a) 国道138号線富士見高架橋南側

避難すべき区域：東田中区3部8組



(b) 東大路線不動橋付近

避難すべき区域：二枚橋1組1・2

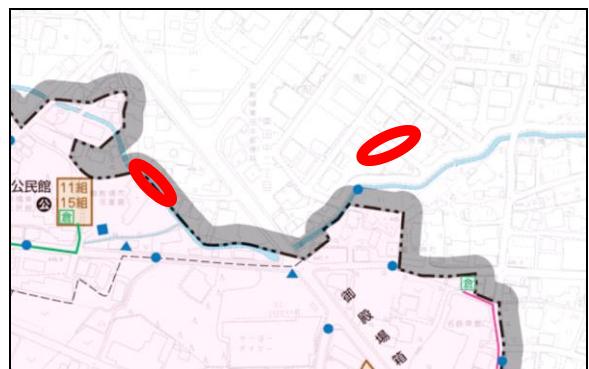


- (c) 県道御殿場・箱根線小山橋付近  
避難すべき区域: 茅ヶ崎市上区元木原組
- (d) 市道1182号線無名橋付近  
避難すべき区域: 茅ヶ崎市上区こも池組



### b 沢の湯川

- (a) 東田中郵便局北側  
避難すべき区域: 東田中区2部8組
- (b) 新橋東公民館跡地東側  
避難すべき区域: 新橋区15組一部



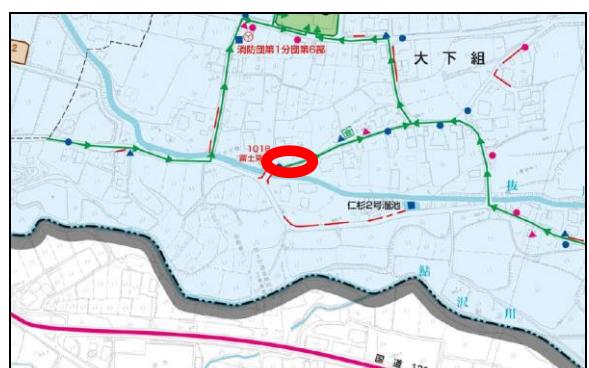
### c 鮎沢川

- 国道246号線北久原橋高架下  
避難すべき区域: なし (交通規制)



### d 抜川

- 富士見橋付近  
避難すべき区域: 仁杉区大下組一部



### e 久保川

- (a) 払堰橋下流  
避難すべき区域: 竜王区24組



(b) 市道0262号線大丸橋付近  
避難すべき区域：中山下区16組



(c) 市道3228号線上久保川上流  
避難すべき区域：中清水区8組



(d) カラオケボックススワイイイ御殿場店跡地付近  
避難すべき区域：永塚区6組4班



f 黄瀬川

(a) 大坂屋スタンド跡地付近



(b) 市道0266号線瀧見橋付近  
避難すべき区域：町屋区栃窪組  
子の神組



(c) サンサンクック神山店

避難すべき区域：サンサンクック神山店



(d) 市道3537号線横橋付近

避難すべき区域：尾尻区1組・3組



g 西川

(a) 市道0119号線下芹沢橋上流

避難すべき区域：神場区4組



(b) 赤坂バス停付近

避難すべき区域：時之栖区7組



h 渡場川

(a) 玉穂支所東側

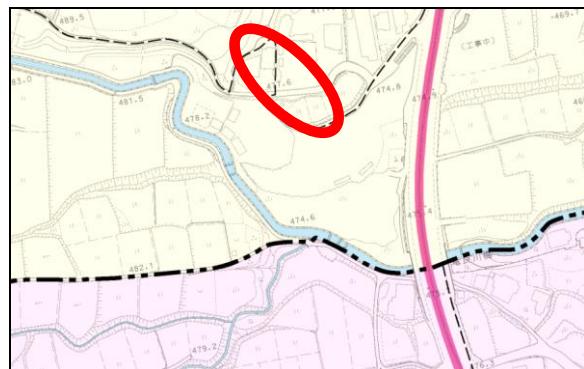
避難すべき区域：茱萸沢上区中尾西組



(b) 県道御殿場箱根線と市道0236号  
線の交差点付近  
避難すべき区域：茱萸沢上区元木原組



i 竜良川  
(株)ステック付近  
避難すべき区域：塚原区坂口組  
山尾田組



j 馬伏川  
県道沼津・小山線 蓬莱橋下流  
避難すべき区域：清後区5班



k 小山佐野川  
上柴怒田公民館付近



(ウ) 「避難すべき区域」は、過去の被害状況、被害想定等を踏まえて特定したもので、自然現象のため不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて避難勧告等の発令区域を適切に判断する。

イ 内水氾濫（市街地の水はけの悪化、水路等の氾濫等）

(ア) 御殿場区

杉原官舎東側

避難すべき区域：御殿場区 24組2班



(イ) 東山区

a 湖水前信号から西側

避難すべき区域：東山区

5・7・8組



b 東山湖南東付近

避難すべき区域：東山区 6組



(ウ) 新橋区

a 駅南ガード

避難すべき区域：なし（交通規制）

※ 排水限度を超えると通行不可



b 御殿場南小学校東側

(市道 1729 号線付近)

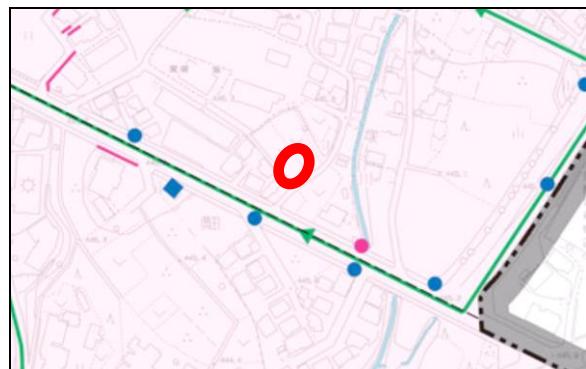
避難すべき区域：新橋区 12 組の一部

※ 土地が低いため、浸水のおそれ



c 市道 1761 号線付近

避難すべき区域：新橋区 17 組の一部



d 乗馬クラブ ニューサン御殿場付近

(市道 1896 号線付近)

避難すべき区域：新橋区 13 組 1 班

※ 低い住宅地に浸水のおそれ



(エ) 北久原区

北久原調整池

避難すべき区域：北久原区神合組 1 班

※ 調整池が決壊のおそれ



(オ) 仁杉区

a 仁杉交差点付近

避難すべき区域：仁杉区澤向組

b 市道 1025 号線付近



c 仁杉神社横

避難すべき区域：上合組



(力) 永原区

南中学校南西側

(市道 1737 号線付近)

避難すべき区域：永原区 4組 3班



(キ) 沼田区

諸久保集会所東側

避難すべき区域：沼田区 3組



(ク) 中山上区

中山上公民館南側

避難すべき区域：中山上区 5組



(ケ) 中清水区

中清水地区コミセン南側

避難すべき区域：中清水区 2組



(コ) 大坂区

## a 市営大坂団地北西側

避難すべき区域：大坂区 15組



## b 岡村製作所富士工場北側

(市道3612号線付近)

避難すべき区域：大坂区 23組



(サ) 町屋区

町屋区池ノ平

避難すべき区域：町屋区池ノ平

2 - 1 組



(シ) 萩原沢上区

## 県道御殿場箱根線と市道 0236 号

### 線の交差点

避難すべき区域：茱萸沢上区新町組



(ス) 中烟西区

## 陸上自衛隊瀧ヶ原駐屯地東側

避難すべき区域：中烟西区上南組 1 班



(セ) 上小林区

上小林バス停付近

避難すべき区域：上小林区水出下組



(ソ) 「避難すべき区域」は、過去の被害状況、被害想定等を踏まえて特定したもので、自然現象のため不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて、避難勧告等の発令区域を適切に判断する。

## 4 土砂災害

### (1) 避難勧告等の発令の判断基準

#### ア 避難勧告等の発令基準

土砂災害とは、土石流、急傾斜地の崩壊及び地すべりがある。

土石流とは山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一緒に流下する現象であり、急傾斜地の崩壊とは、傾斜度が30度以上である土地が崩壊する現象である。

また、地すべりとは、土地の一部が地下水等に起因して滑る現象又はこれに伴って移動する現象である。

なお、御殿場市には土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という）に基づく土砂災害警戒区域及び特別警戒区域が平成25年3月に指定されており、土石流及び急傾斜地の崩壊による土砂災害に対して警戒する必要がある。

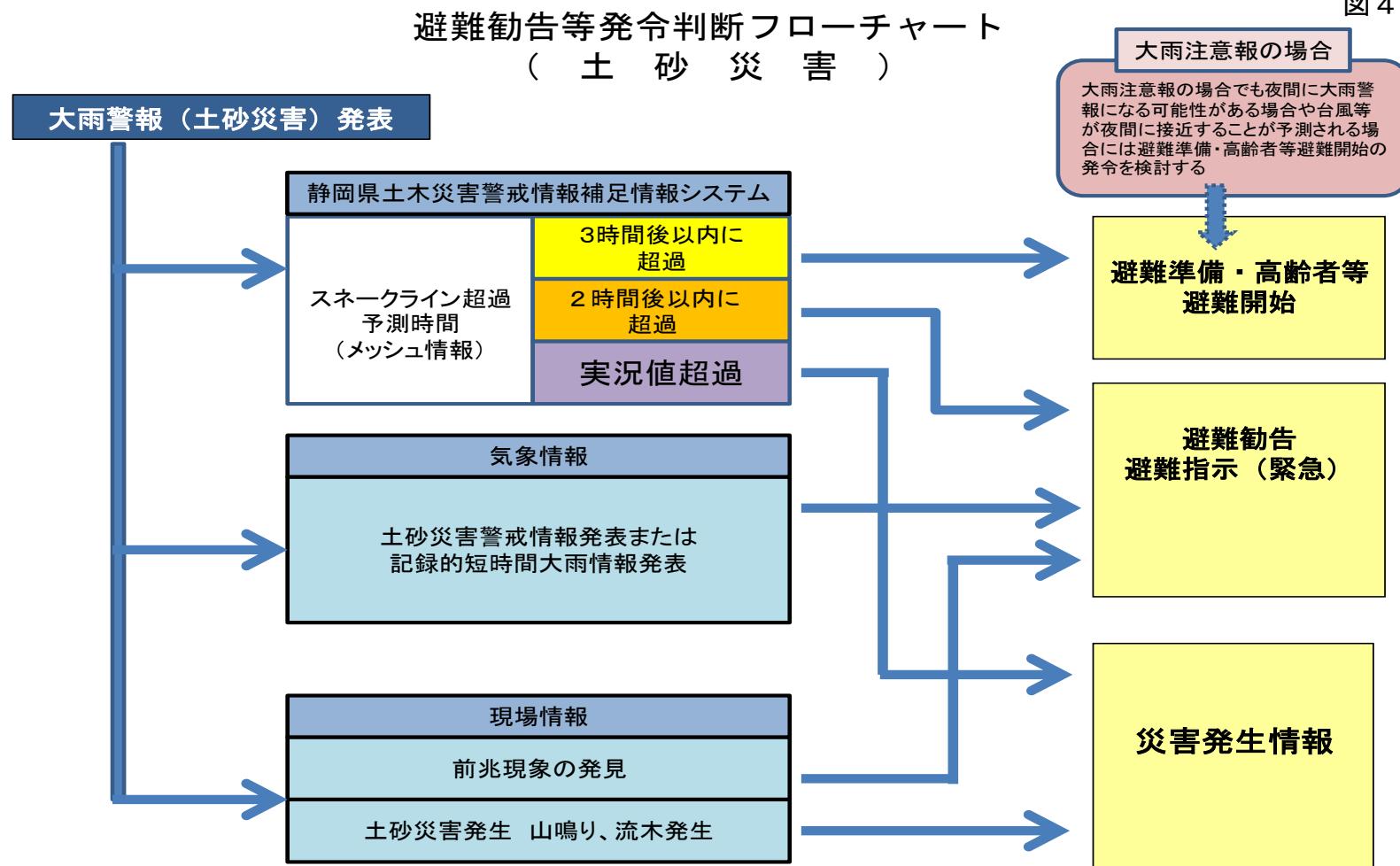
避難勧告等の発令範囲は土砂災害警戒区域・危険箇所等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報（土砂災害警戒判定メッシュ情報）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に、避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令するものとする。その際、状況に応じてその周辺区域や土砂災害の前兆現象、土砂災害が発生した箇所を含めて避難勧告等を発令することを検討する。

警戒レベル	避難情報	判断基準
<u>警戒レベル</u> <u>3</u>	避難準備・ 高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 大雨警報（土砂災害）が発表され、静岡県土砂災害警戒情報補足情報システムのスネークグラフで、3時間以内の予想がCL（土砂災害発生危険基準線）を超えている場合 【静岡県土砂災害警戒情報補足情報システムにおける黄色表示】</li><li>○ 大雨注意報が発表されており、当該注意報の中で、夜間～翌日の早朝までに大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている又は台風等が夜間から明け方に接近・通過される場合には避難準備・高齢者等避難開始を発令するか検討する。</li></ul>
<u>警戒レベル</u> <u>4</u>	・避難勧告 ・避難指示 (緊急)※2	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 土砂災害警戒情報が発表された場合</li><li>○ 大雨警報（土砂災害）が発表され、静岡県土砂災害警戒情報補足情報システムのスネークグラフで、2時間以内の予想がCL（土砂災害発生危険基準線）を超えている場合 【静岡県土砂災害警戒情報補足情報システムにおけるメッシュ情報が橙色・赤色表示した場合】</li><li>○ 大雨警報（土砂災害）が発令中に記録的短時間大雨情報が発表された場合</li><li>○ 土砂災害の前兆現象が発見された場合</li><li>○ <u>土砂災害警戒情報が発令中に記録的短時間大雨情報が発表された場合</u></li></ul> <p><u>※2 緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令</u></p>

<u>警戒レベル</u> _____5	<u>災害発生</u> <u>情報</u>	<u>○ 土砂災害が発生した場合</u>
備 考	図4 「避難勧告等発令判断フローチャート」 図5 「避難勧告等する区域の判断フローチャート」 図6 「土砂災害警戒情報の活用」	

※ スネークグラフとは、横軸を土壤雨量指数、縦軸を1時間雨量としたグラフに降雨を一定時間間隔でプロットしたもの。この図で、土砂災害の発生・非発生の関係を解析し、境界線を設定したものをC L（土砂災害発生危険基準線）と呼び、スネーク曲線がC Lを超える領域に達する場合、土砂災害発生の危険性が高いと予想される。

図4



## 避難勧告等する区域の判断フローチャート ( 土砂災害 )

図 5

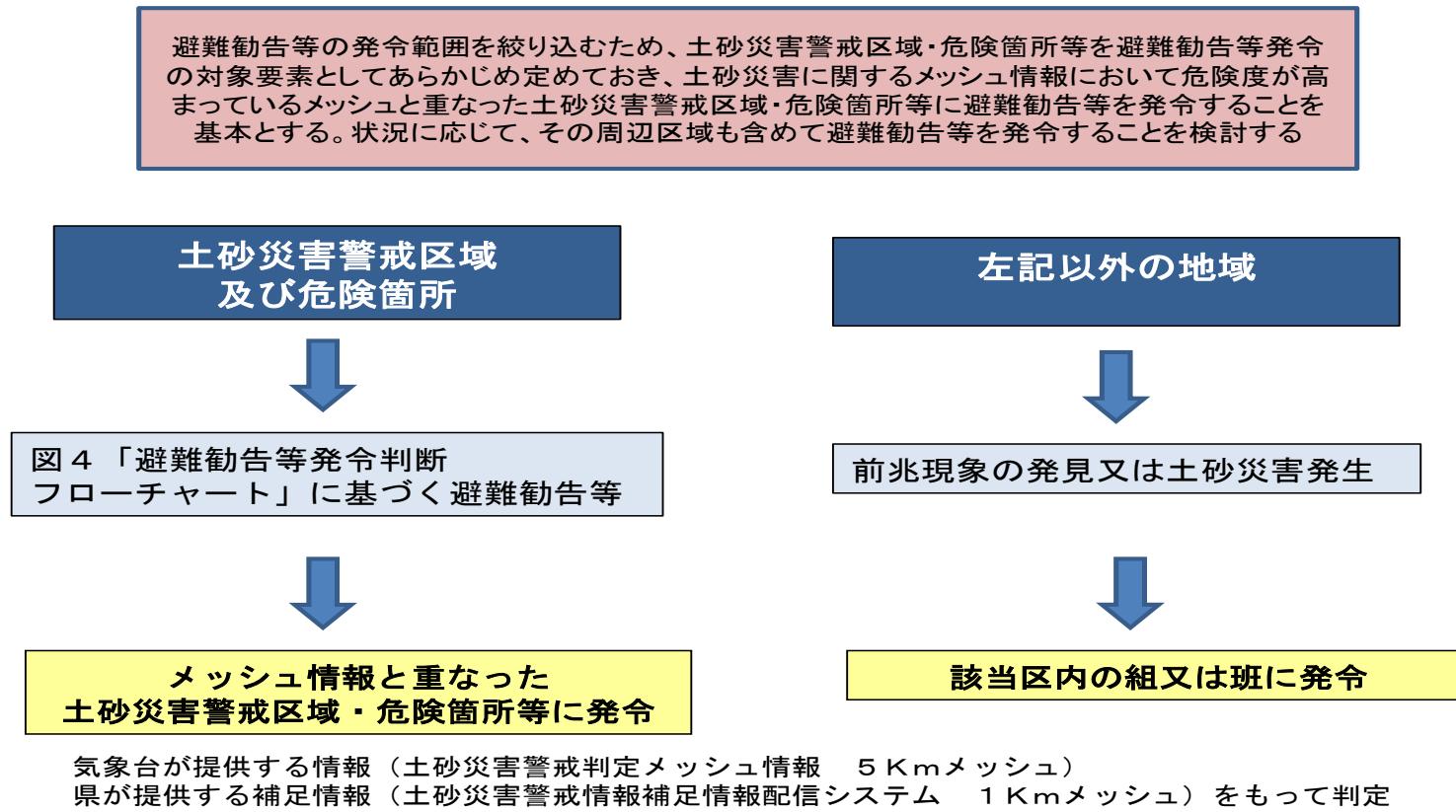
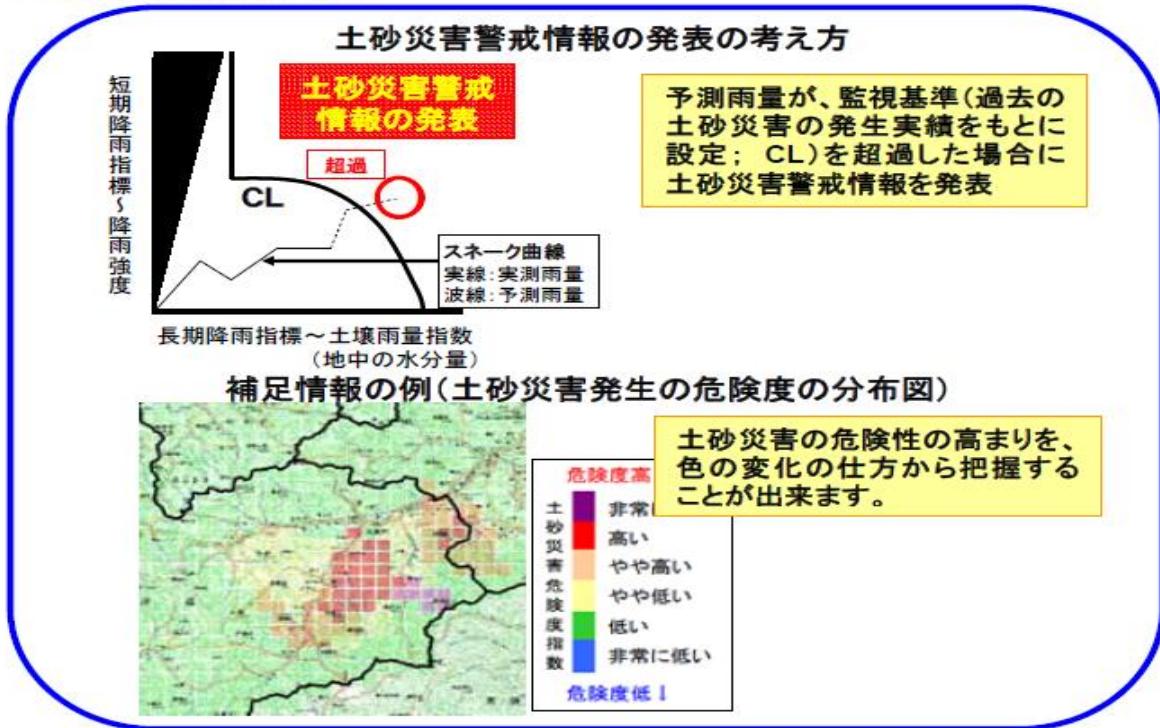


図 6

### 土砂災害警戒情報の活用



### イ 土砂災害情報等の入手方法

方法	住民入手	アクセス方法
気象庁 静岡地方気象台	○	<a href="http://www.jma-net.go.jp/shizuoka/">http://www.jma-net.go.jp/shizuoka/</a>
	【非公開】	市町向け情報
	【非公開】	ホットライン
静岡県 土砂災害警戒情報補足情報	○	<a href="http://sabo-keikai.pref.shizuoka.jp/">http://sabo-keikai.pref.shizuoka.jp/</a>

### ウ 土砂災害の前兆現象

#### (ア) 土石流

直 前	1 ~ 2 時間前	2 ~ 3 時間前
土臭いにおい 地鳴り 流水の急激な濁り 渓流水位激減	渓流内で転石の音 流木発生	流水の異常な濁り

※ 「渓流水位激減」は、降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少しはじめた場合、上流に崩壊が発生し、天然ダムが形成されている可能性が大きいので切迫性が極めて高い。

(イ) 急傾斜地の崩壊

直 前	1 ~ 2 時間前	2 ~ 3 時間前
湧水の停止	小石がぱらぱら落下	湧水の増加
湧水の噴き出し	新たな湧水の発生	表面流発生
亀裂の発生	湧水の濁り	
斜面のはらみだし		
小石がぼろぼろ落下		
地鳴り		

注) 急傾斜地の崩壊については、上記の現象が時間を追って発生せず、一度に急激に発生する場合もある。

(2) 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

土砂災害の発生するおそれのある溪流や斜面の数

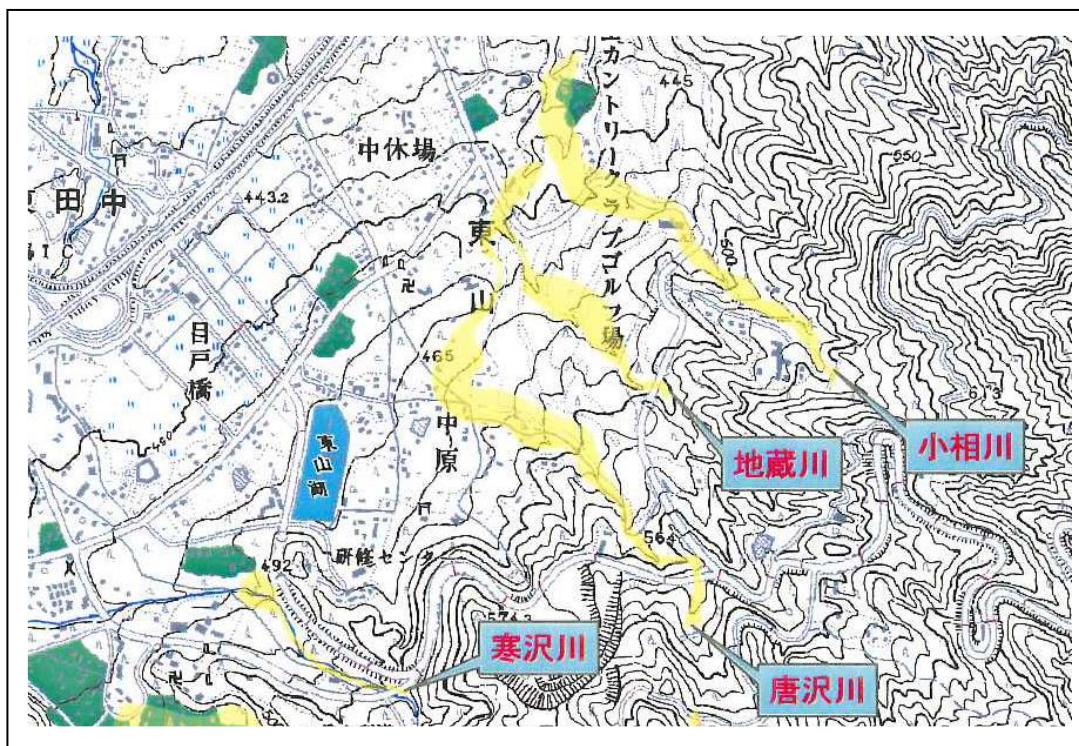
ア 土石流危険溪流 30箇所

番号	水系名	河川名	溪流名	区名 (所在地)	組名等	土砂災害(特別)警戒区域		
						区域名	仁口-	レッド
1	鮎川	鮎沢川	唐沢川	東山区	3組・6組	唐沢川	○	
2			地蔵川	//	3組	地蔵川	○	
3			小相川	//	//	小相川	○	
4			竜良川	柴怒田区	北村組			
5				上小林区	土手丸組			
6	黄瀬川	狩野川	高内川	高内区	上の1組 中組	高内川A、B、C	○	○
7			尾尻川	尾尻区	1組・2組	北沢川	○	○
8			新田沢1	沼田区	1組	姥子沢	○	○
9			新田沢2	二子区	4班	道添沢	○	○
10			金時川	沼田区	3組	金時沢川	○	○
11			諸久保沢3	//	4組	笹塚沢	○	○
12			萩蕪沢1	//	2組	ツビ沢	○	○
13			萩蕪沢2	//	//	オギクボ沢	○	○
14			萩蕪沢3	//	//	タガクボ沢	○	○
15			萩蕪沢4	//	-	南沢	○	
16			かじか沢	二子区	2班	かじか沢	○	
17			二子沢1	//	//	二子沢A	○	○
18			二子沢2	//	1班・2班	二子沢B	○	○
19			姐沢	二子区	4班	姐沢	○	○
20			大坂沢	大坂	-	大坂沢	○	○
21	押出川		押出川右支川1	二の岡区	二の岡組	二の岡川	○	
22			押出川右支川2	//	//	押出川右支川	○	
23			押出川左支川	//	//	子之神川	○	
24			諸久保沢1	//	西二の岡組	諸久保沢A	○	○
25			諸久保沢2	//	西二の岡組	諸久保沢B	○	○
26			寒沢	二の岡	-	寒沢川	○	
27	高内川		高内川右支川1	高内区	塚村東組	高内川右支川A	○	
28			高内川右支川2	//	中組	高内川右支川B	○	○
29			大藪沢	神山区	金山組	大藪沢	○	○
30			ハケ窪沢	//	//	ハケ窪沢	○	
31			砂沢川	印野区	-			

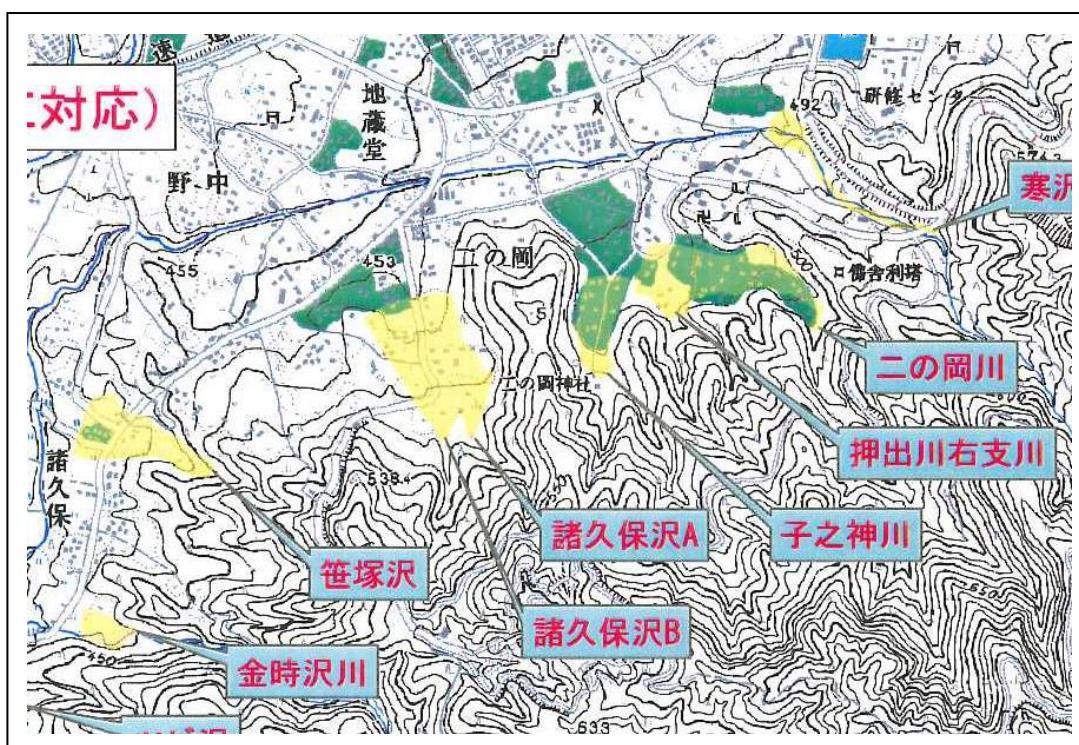
指定年月日：平成25年3月29日 告示番号：第314号

① 鮎沢川水系鮎沢川

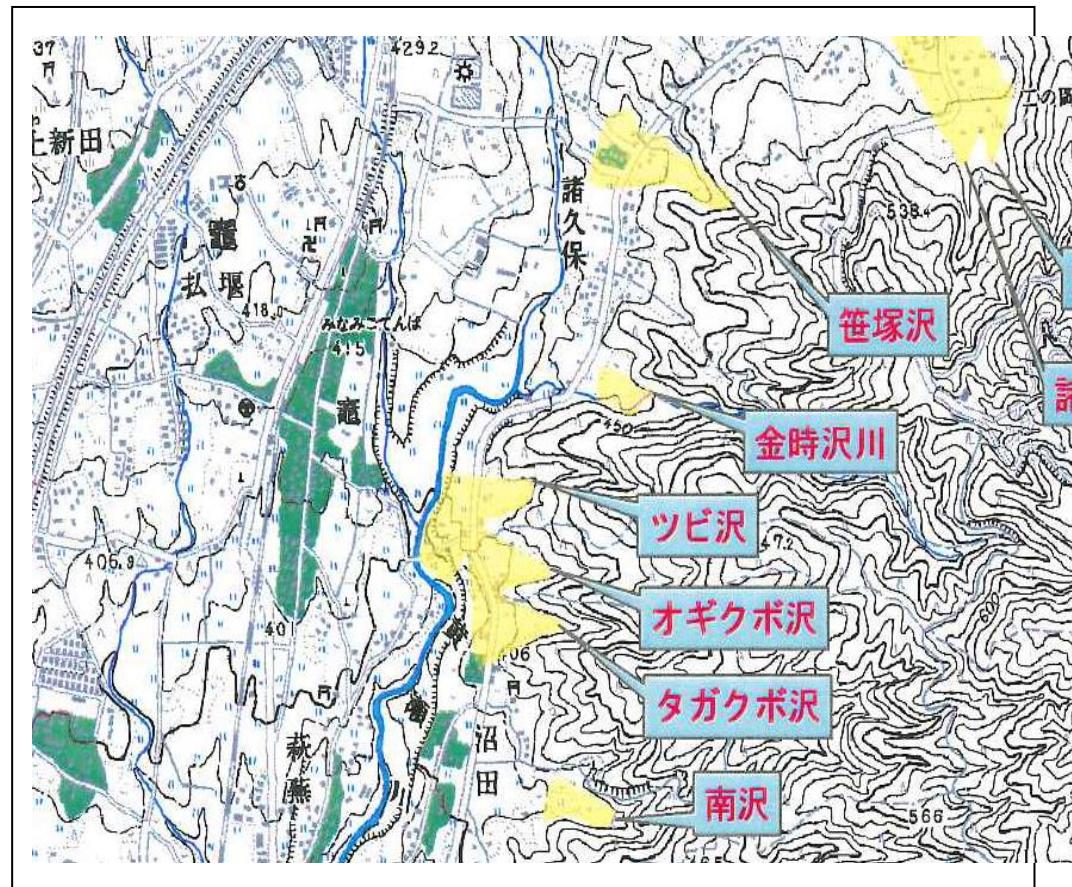
黄色：土砂災害警戒区域  
赤色：土砂災害特別警戒区域



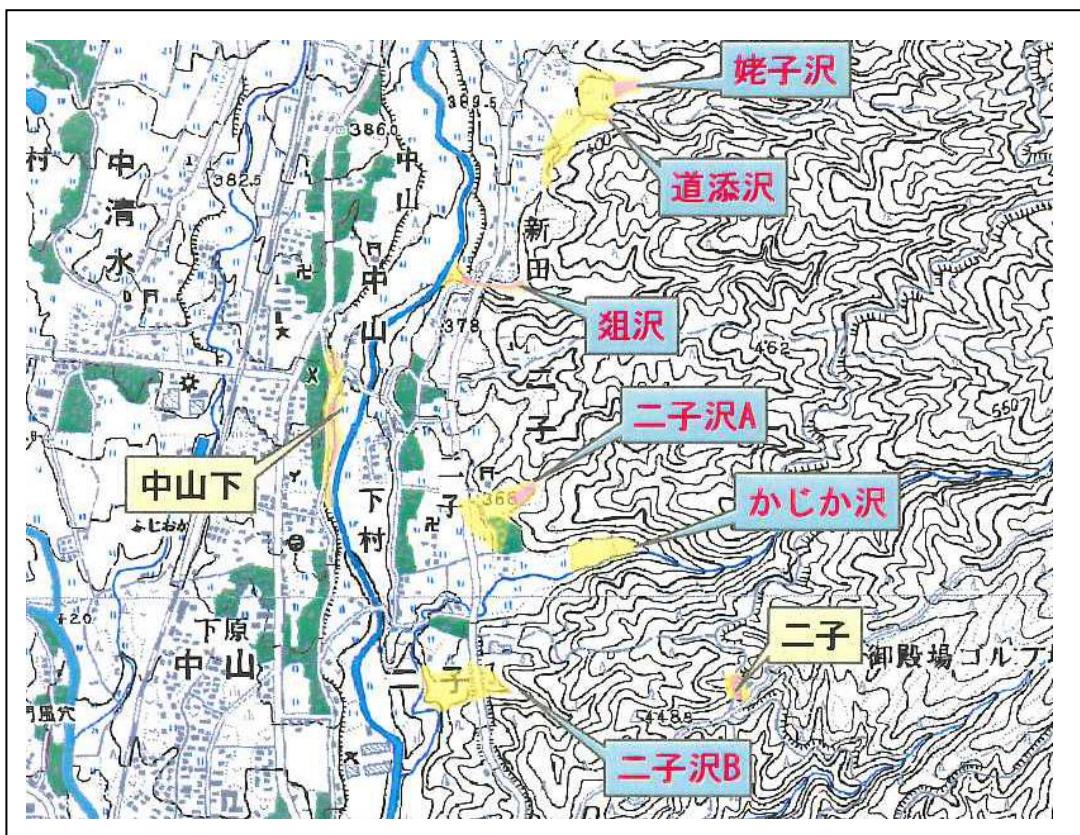
② 狩野川水系押出川



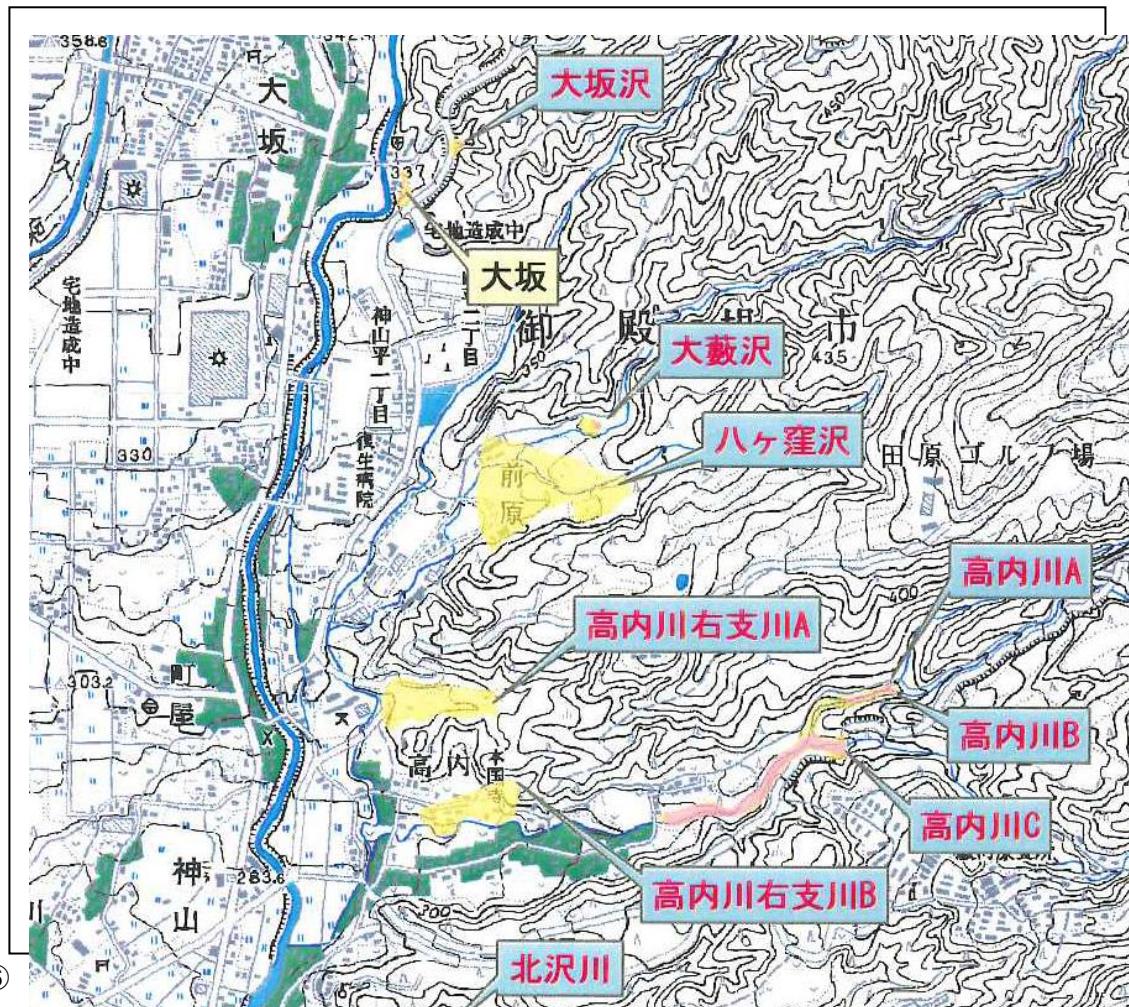
③ 狩野川水系黄瀬川（その1）



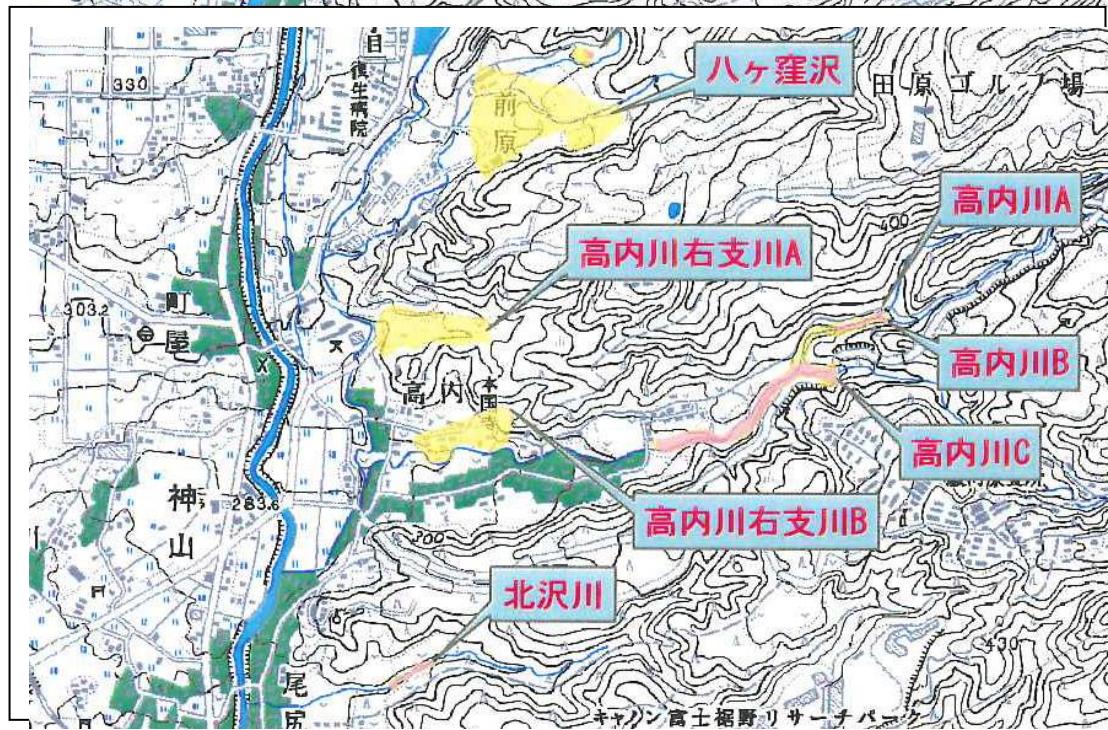
④ 狩野川水系黄瀬川（その2）



⑤ 狩野川水系黄瀬川（その3）、高内川（その1）



⑥



イ 急傾斜地崩壊危険箇所 21箇所

番号	名 称	区 名 (所在地)	組名等	土砂災害(特別)警戒区域		
				区 域 名	Iロ-	レッド
1	中山下	中山下区	3組	中山下	○	○
2	大 坂	大坂区	18組	大坂	○	○
3	二 子	二子字二子山	-	二子	○	○
4	上柴怒田	柴怒田区	上柴怒田	上柴怒田	○	○
5	深 沢	深沢字永尾	-	深沢 A	○	○
6	深沢No.2	深沢字永尾	-	深沢 B	○	○
7	深沢No.8	深沢字丸嶽	-	深沢 C	○	○
8	箱根道A	二の岡区	二の岡組	東田中 A	○	○
9	二の岡	二の岡区	二の岡組	東田中 C	○	○
10	箱根道B	二の岡区	西二の岡組	東田中 D	○	
11	タンカ久保	沼田区	2組	沼田 C	○	○
12	東大久保	二子区	4班	二子 B	○	○
13	愛宕塚	中山上区	4組・5組	中山 A	○	○
14	柄窪	神山区	金山組	神山 B	○	○
15	塚村	高内区	塚村東組	神山 C	○	○
16	高内	高内区	赤羽根1組・上組	神山 F	○	○
17	立庵田	二子区	4班	二子 A	○	○
18	細見	二子区	3班	二子 C	○	○
19	スゲ沢	二子区	2班	二子 E	○	○
20	中尾	高内区	上組	神山 E	○	○
21	須釜	神山字須釜	-	神山 G	○	○

指定年月日：平成25年 3月29日

告示番号：第314号（番号1～7）

指定年月日：平成30年11月27日

告示番号：第796号（番号8～21）

① 中山下

黄色：土砂灾害警戒区域  
赤色：土砂灾害特別警戒区域



② 大坂



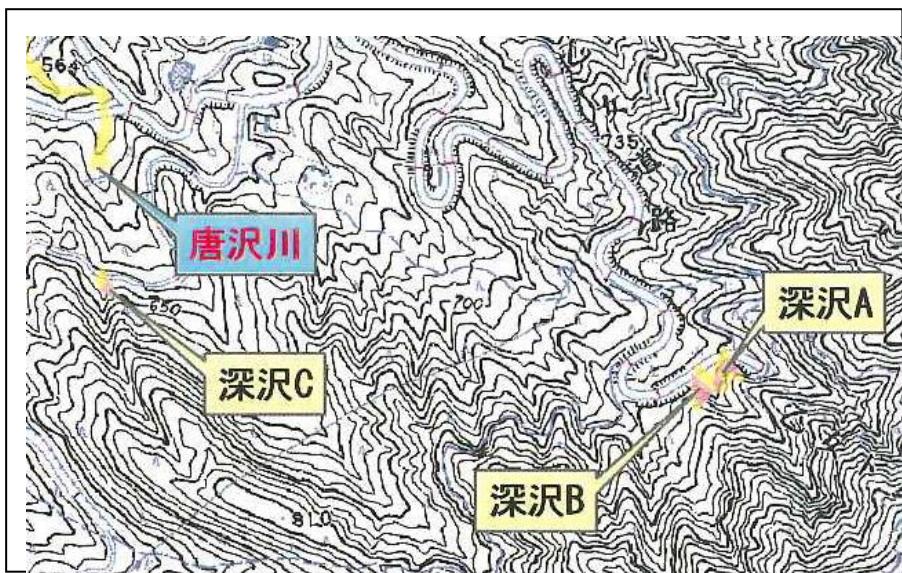
③ 二子



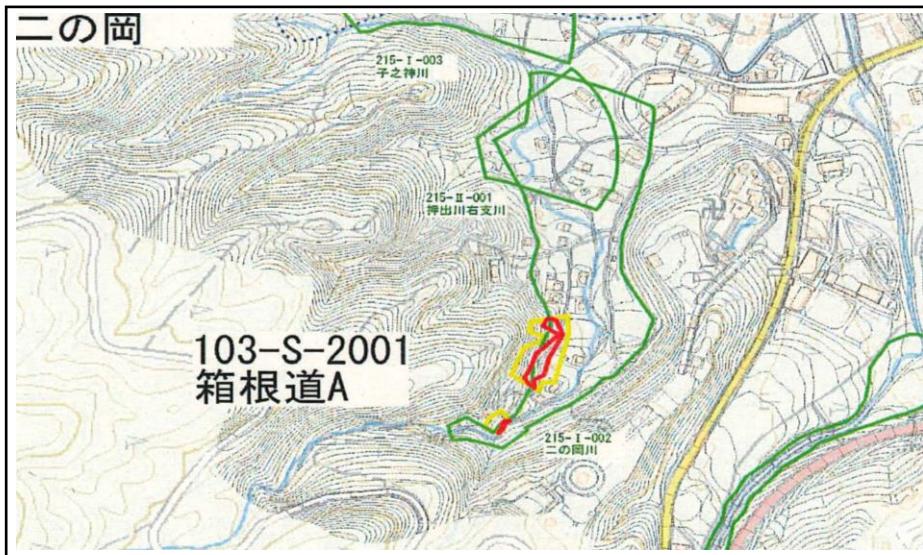
④ 上柴怒田



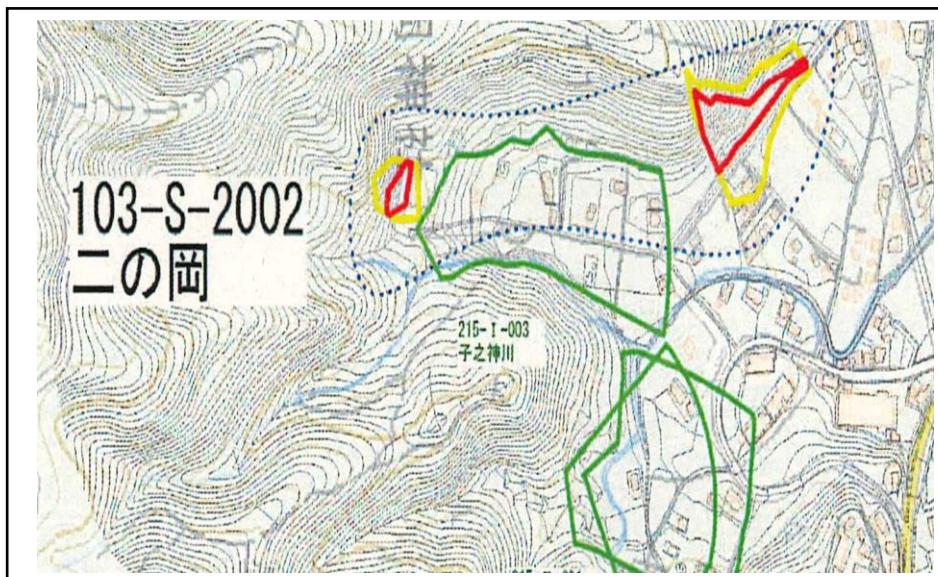
⑤ 深沢 A、B、C



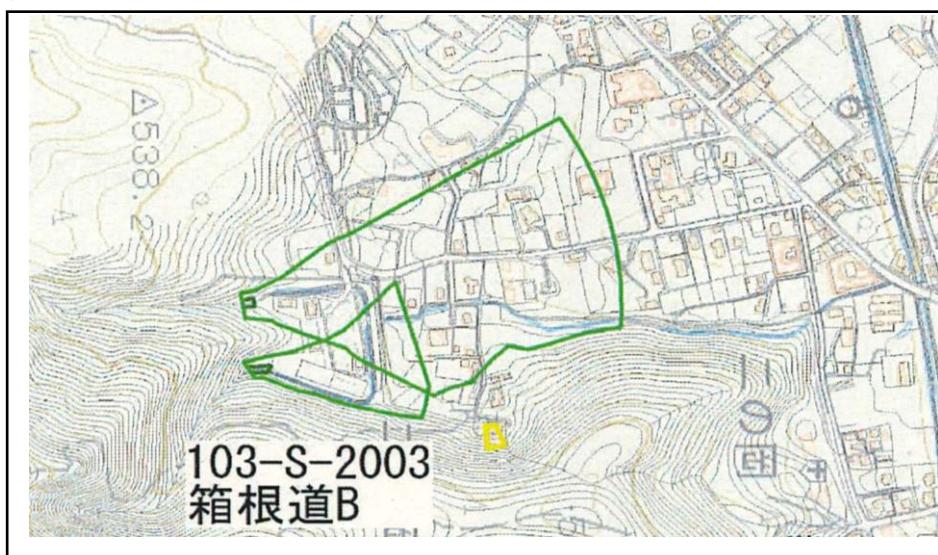
⑥ 箱根道A



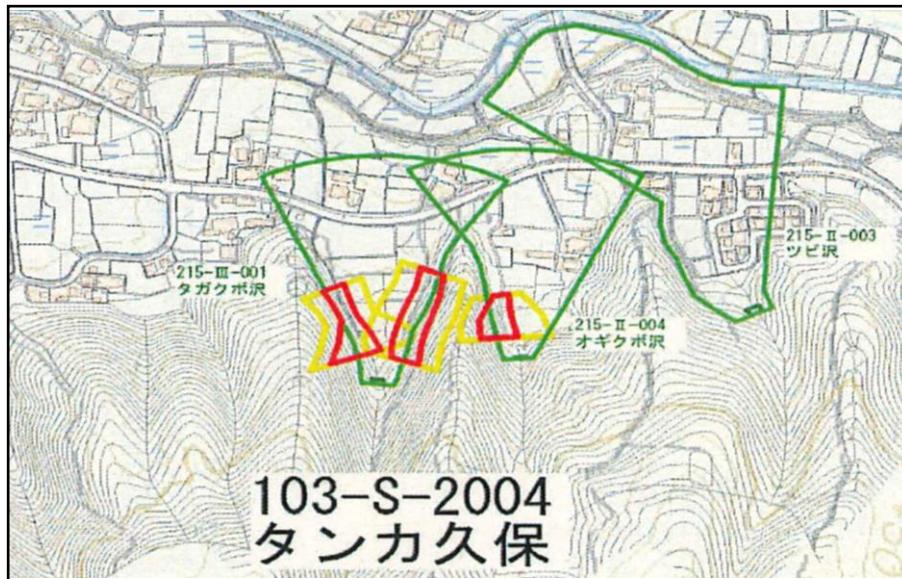
⑦ 二の岡



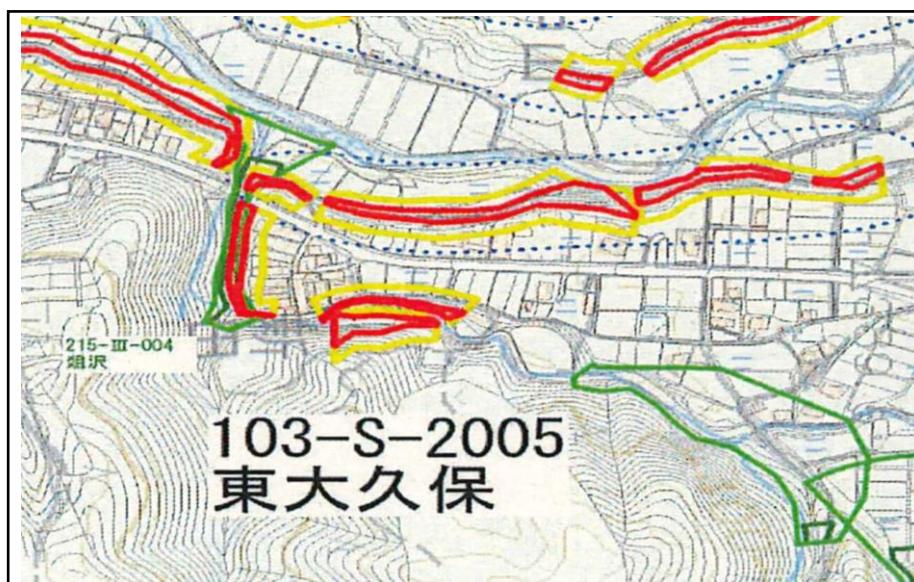
⑧ 箱根道B



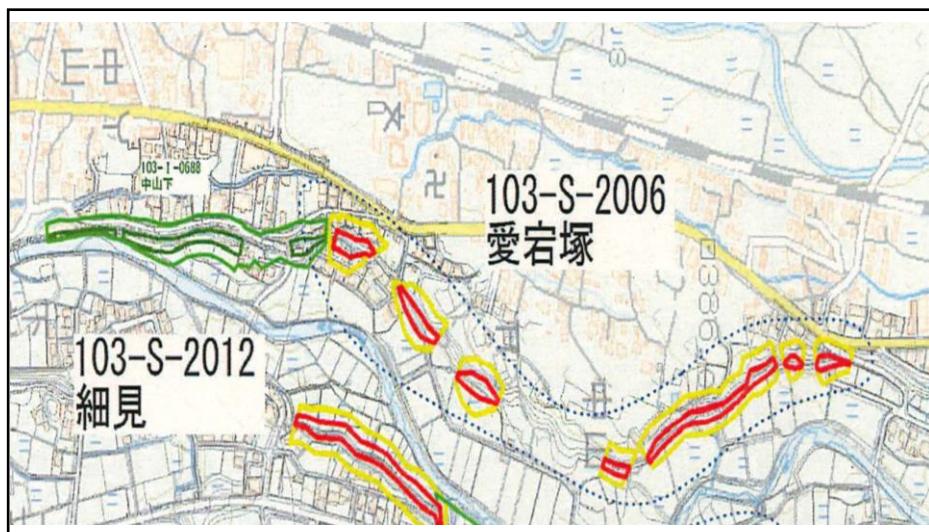
⑨ タンカ久保



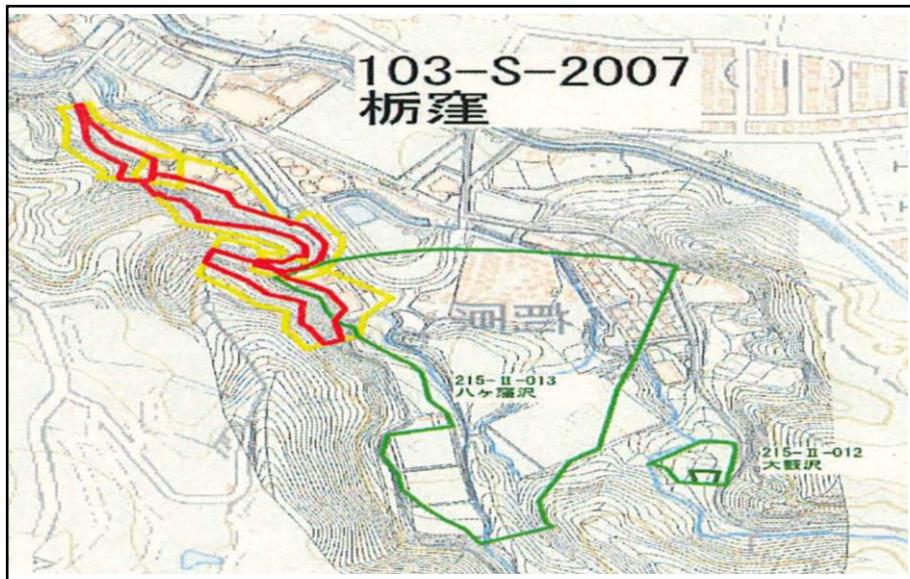
⑩ 東大久保



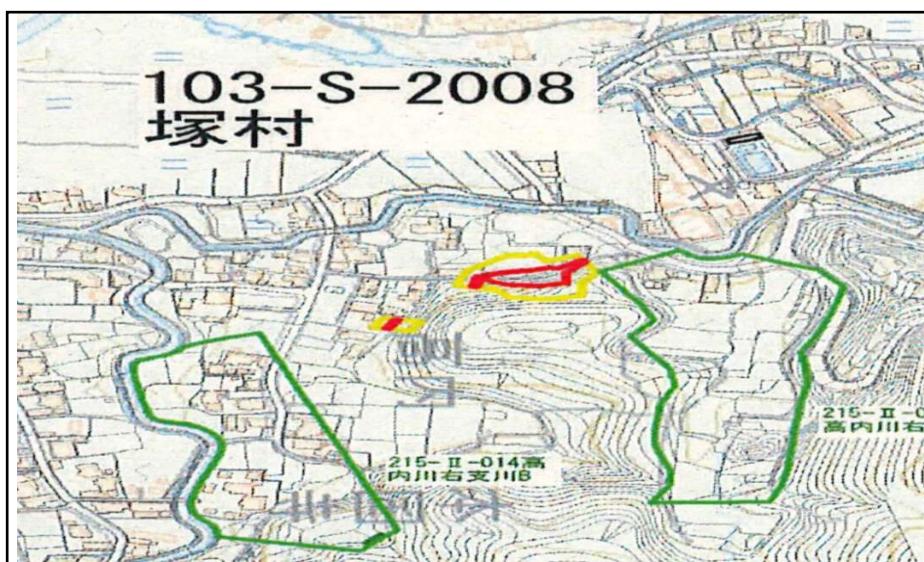
⑪ 愛宕塚



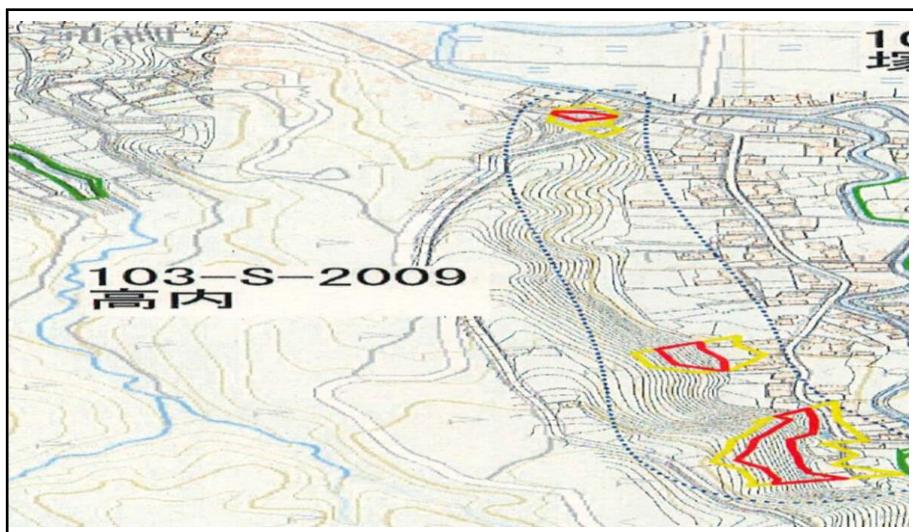
⑫ 栢塹



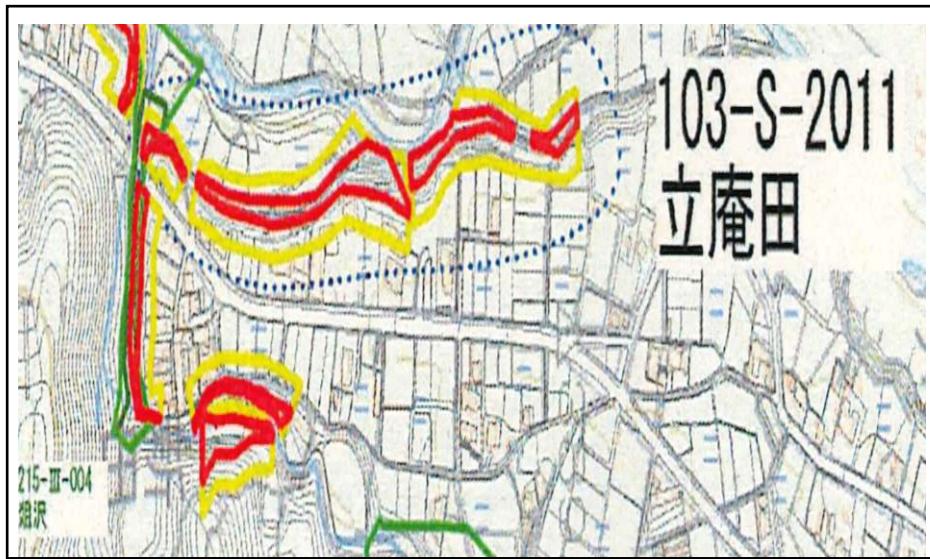
⑬ 塚村



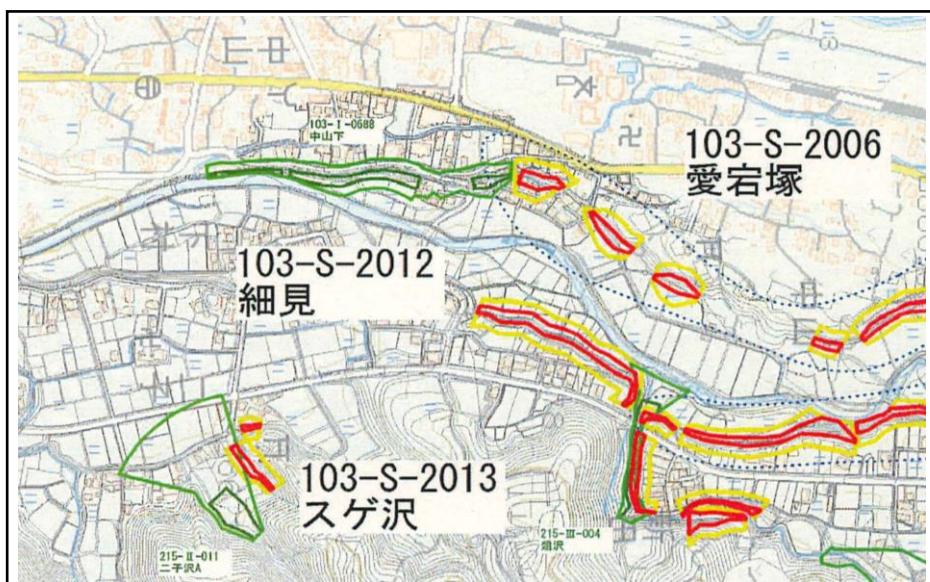
⑭ 高内



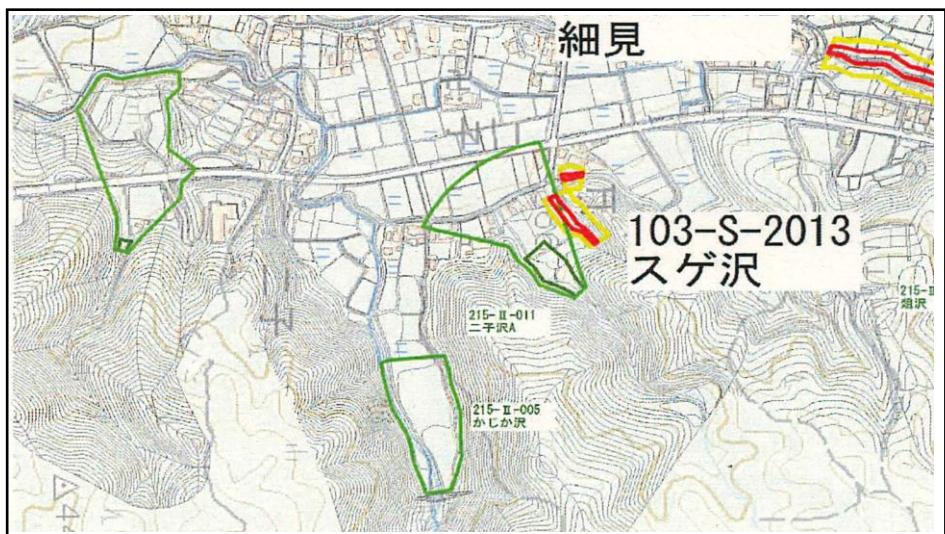
⑯ 立庵田



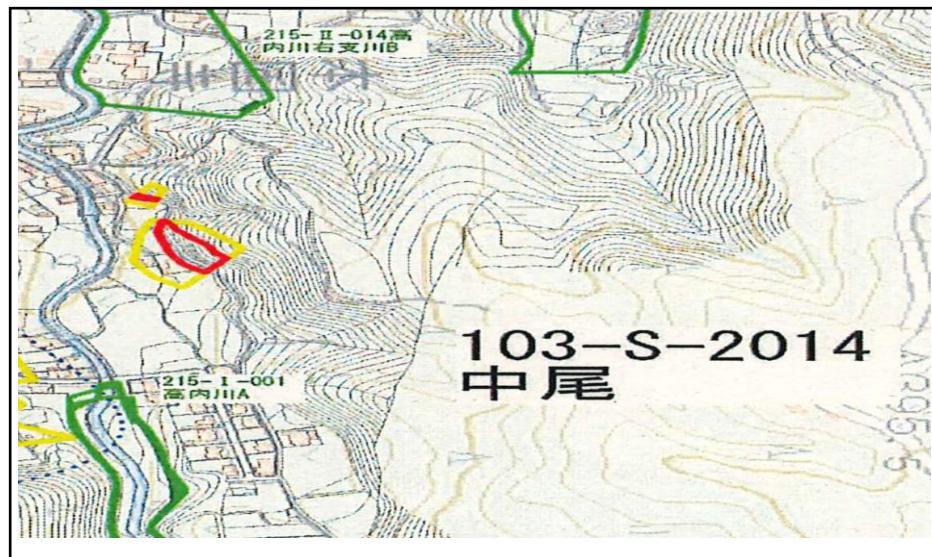
⑯ 細見



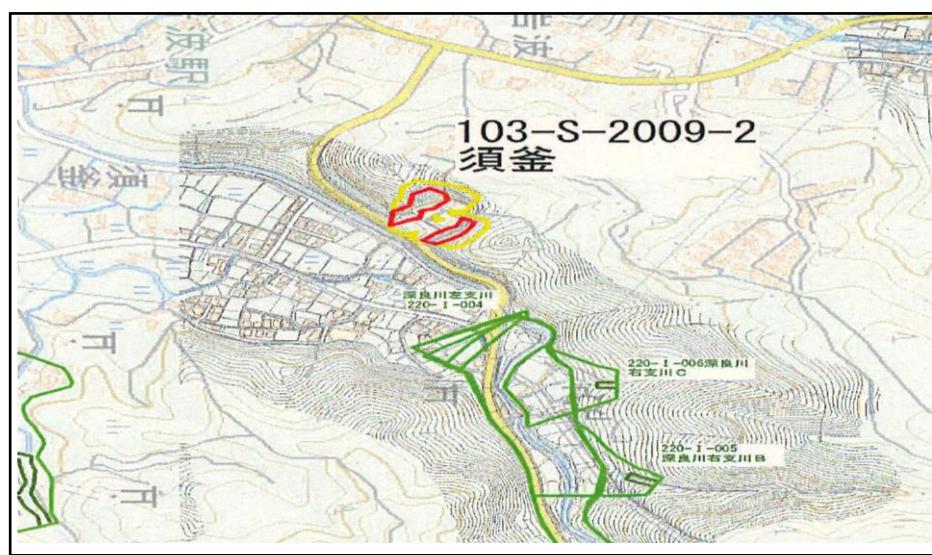
⑰ スゲ沢



⑯ 中尾

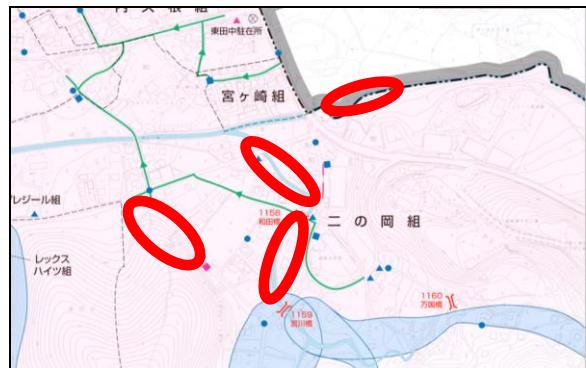


⑰ 須釜



ウ その他の土砂災害危険箇所

- (ア) 二の岡区二の岡神社入り口付近  
避難すべき区域：二の岡区二の岡組  
宮前組  
※ 押出川の護岸が崩れている



(イ) 高内区上の一組付近

- 避難すべき区域：高内区上の一組



(ウ) 柴怒田区

- 避難すべき区域：柴怒田区上柴怒田組



(エ) 長尾トンネル西側付近

(オ) 富士松天望レストラン（風車）西側付近

## 5 避難勧告等の情報伝達

### (1) 避難勧告等の伝達方法

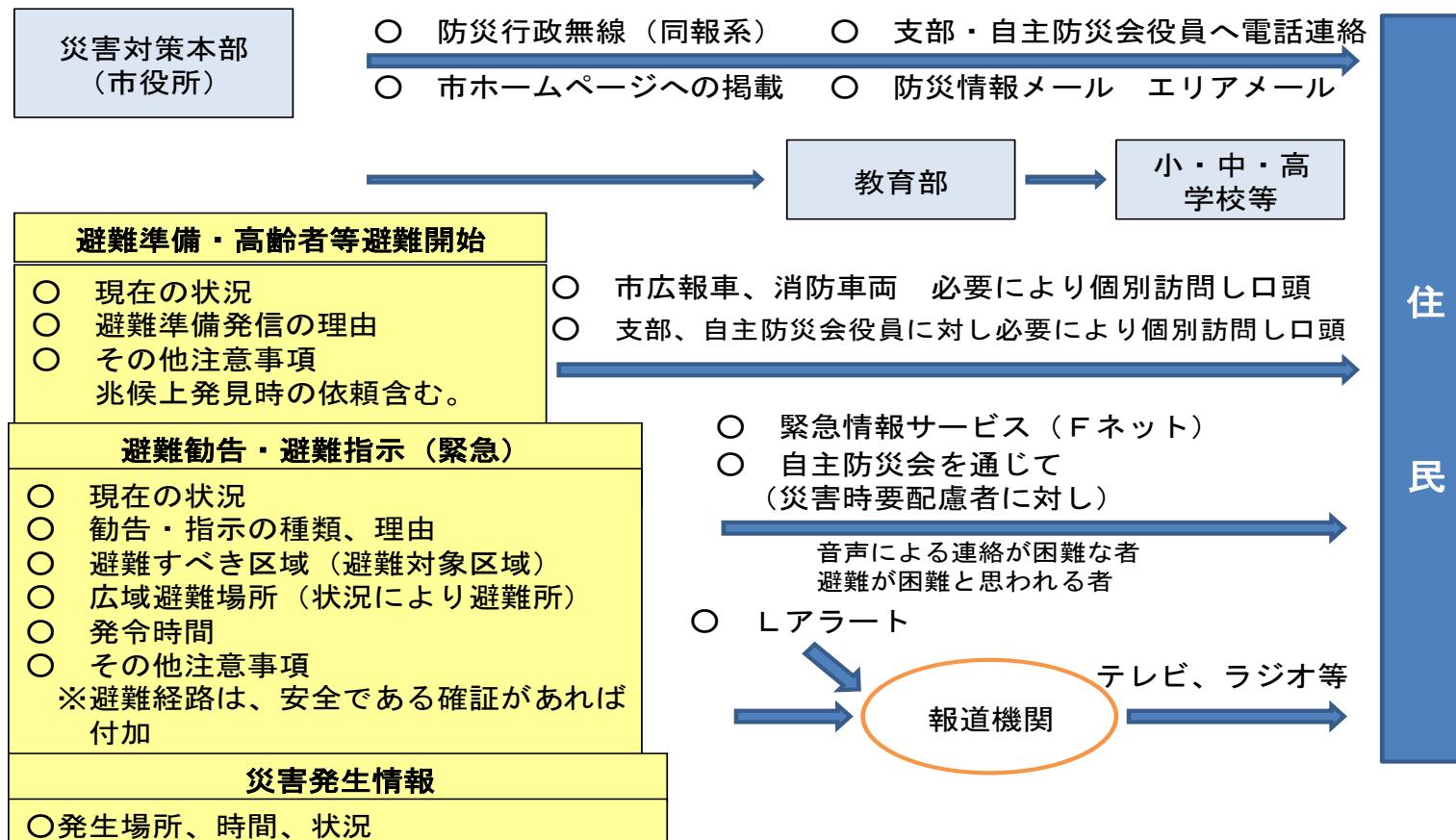
#### ア 伝達手段・伝達先

##### (ア) 市民等への伝達

伝達手段	伝達担当課	備 考
防災行政無線（固定系）	魅力発信課 消防本部通信指令課	
自主防災会会長又は役員への電話連絡 又は地域防災無線	地域振興センター 各支所	
広報車・消防車両	魅力発信課 消防署 消防本部警防課	
戸別訪問	消防署 消防本部警防課 地域振興センター 各支所	
緊急情報サービス（Fネット）	魅力発信課	
市ホームページへの掲載	魅力発信課	
防災情報メール	危機管理課 魅力発信課	
エリアメール	危機管理課	
Lアラート（災害情報共有システム）	危機管理課	ふじのくに防災情報 共有システム経由
報道機関	魅力発信課	
備 考	図7 「避難勧告等の伝達要領」	

図 7

## 避難勧告等の伝達要領



(イ) 防災関係機関等への伝達

機関名	電話番号	FAX番号	地域防災無線 ID	備考
国土交通省 中部地方整備局 沼津河川国道事務所	055-934-2012	055-934-2014		国道 洪水予報室
静岡県庁 砂防課 危機対策課	054-221-3259 054-221-2072	054-221-3260 054-221-3252		
静岡県 東部地域局	055-920-2005	055-920-2009		F U J I S A N
静岡県 沼津土木事務所 御殿場支所	84-6100	84-6103	304	県道・県河川
静岡県 御殿場警察署	84-0110	84-2007	110	警防課
御殿場市・小山町広域行政組合 消防本部通信指令課	83-8152 (内線 85246)	83-8153	119	
御殿場市・小山町広域行政組合 消防本部警防課	83-8151 (内線 85222)	82-7153	120	消防団
国立駿河療養所	87-1711	87-1921		災害時要援護者 関連施設(危険箇所)
陸上自衛隊第34普通科連隊 (第3科)	89-1310 (内線 235)		301	
中日本高速道路(株)	81-1202	83-0762	803	
NTTフィールドテクノ(株)東海支店	055-923-9933	055-927-1040		静岡営業所
東京電力パワーグリッド(株)静岡総支社	055-915-5400	055-951-3403	802	涉外担当
東海旅客鉄道(株)御殿場駅			804	
富士急行(株)御殿場営業所	82-1333		805	
県プロパンガス協会東部支部 御殿場プロック	82-2804	82-5289	808	御殿場農協 LPガス推進管理部
御殿場ガス(株)	82-0876	82-0547	806	都市ガス
富士病院	83-3333		809	
御殿場石川病院	83-2424		810	
フジ虎ノ門整形外科病院	89-7872		812	
東部病院	89-8000		811	
報道機関	-	-	-	各報道機関連絡先

## イ 避難勧告等の伝達内容

<避難勧告等の伝達文の例（水害）>

### 1) 避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難準備・高齢者等避難開始発令。
- こちらは御殿場市（災害対策本部）です。
- （台風〇〇号による）大雨の影響により（〇〇川の水位が上昇し、今後、浸水するおそれがあるため）、〇時〇分に〇〇区の〇〇組に対して（〇〇川に関する）避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
- 〇〇区〇〇組の方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思う場合は、迷わず避難して下さい。
- 高齢の方、障害のある方、小さい子供をお連れの方など避難に時間がかかる方は、予め定めた避難所へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難して下さい。
- 避難行動が通常にできる方は、家族等との連絡、非常用持ち出し品の用意等、避難準備をしてください。

### 2) 避難勧告の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。
- こちらは御殿場市（災害対策本部）です。
- （台風〇〇号による）大雨の影響により（〇〇川の水位が上昇し浸水するおそれがあるため）、〇時〇分に〇〇区〇〇組に対して（〇〇川に関する）避難勧告を発令しました。
- 〇〇区〇〇組にお住まいの方は、予め定めた避難行動をとり、すぐに〇〇避難所へ避難してください。出来るだけ近所の方にも声をかけて避難してください。  
外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。

### 3) 避難指示（緊急）の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難指示（緊急）発令。
- こちらは御殿場市（災害対策本部）です。
- （台風〇〇号による）大雨の影響により（〇〇川の水位が上昇し大変危険な状況であるため）、〇時〇分に〇〇区〇〇組に対して（〇〇川に関する）避難指示（緊急）を発令しました。
- 〇〇区〇〇組にお住まいの方で未だ避難していない方は、直ちに全員〇〇避難所へ避難してください。屋外への避難が危険な場合は、自宅や近隣の建物の2階などの、屋内の高いところにへ避難してください。
- 〇〇区〇〇組で河川から水があふれました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇区を避難中の方は大至急、最寄りの高層建物など、安全な場所に避難してください。

<避難勧告等の伝達文の例（土砂災害）>

1) 避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難準備・高齢者等避難開始発令。
  - こちらは御殿場市（災害対策本部）です。
  - 〇時〇分に御殿場市に大雨警報が発表されました。土砂災害の危険性が高くなることが予想されるため、〇時〇分に〇〇区の〇〇組の土砂災害警戒区域等に土砂災害に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
  - 〇〇区の〇〇組の土砂災害警戒区域等にお住まいの方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思う場合は、迷わず避難して下さい。
  - 高齢の方、障害のある方、小さい子供をお連れの方など避難に時間がかかる方は、予め定めた避難所へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難して下さい。
- 避難行動が通常にできる方は、家族等との連絡、非常用持ち出し品の用意等、避難準備をしてください。

2) 避難勧告の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。
- こちらは御殿場市（災害対策本部）です。
- 〇時〇分に御殿場市に土砂災害警戒情報が発表されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、〇時〇分に〇〇区の〇〇組の土砂災害警戒区域等に土砂災害に関する避難勧告を発令しました。
- 〇〇区の土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、直ちに予め定めた避難所へ避難して下さい。
- 急斜面の付近や河川沿いにいる方は、急斜面や河川等から離れたなるべく頑強な建物等へ避難して下さい。
- 〇〇道路は雨量規制のため通行できませんのでご注意ください。

3) 避難指示（緊急）の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難指示（緊急）発令。
- こちらは御殿場市（災害対策本部）です。
- △△区で土砂災害の発生（または、前兆現象）が確認されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、〇時〇分に〇〇区の〇〇組に土砂災害に関する避難指示（緊急）を発令しました。
- 未だ避難していない方は、最寄りの頑強な建物等へ直ちに避難して下さい。外が危険な場合は、屋内の谷側の高いところに避難して下さい。

## (2) 避難所一覧表

下記は市の指定避難地、指定避難所であるが、御殿場市で想定される水害や土砂災害の場合には居住地に近く、各区の自主防災会本部を設置する区のコミセン等（一次避難所）への避難を優先する。

災害の規模が大きく、多くの避難者が予測される場合には市指定の避難所を開設する。

なお、避難所の開設は**避難準備・高齢者等避難開始情報の発令の段階又はその発令の可能性が高い場合**とし、その際には状況に応じて一次避難所だけでなく市指定の避難所についても開設準備を行う。

避難地及び避難所一覧表

	施設名称	所在地	電話	避難区域
1	御殿場高等学校	御殿場192-1	82-0111	御殿場、西田中、深沢、栢ノ木
2	御殿場小学校	萩原361-1	82-0100	萩原、二枚橋、西田中
3	南中学校	萩原1327	83-8434	永原
4	御殿場南小学校	川島田580	82-0911	森之腰、川島田（稻谷）、新橋（駅周辺）
5	御殿場南高等学校	新橋1450	82-1272	新橋（駅東）
6	鮎沢公民館	新橋351	83-5284	鮎沢
7	東山青少年広場	東山1082-25		東山
8	Y M C A 東山荘	東山1052	83-1133	東山
9	馬車道公園	二枚橋38-1	—	湯沢、二枚橋
10	東小学校	西田中310	83-0415	御殿場、西田中、深沢、東田中
11	東田中富士見公園	東田中1丁目 19-23	—	東田中
12	二の岡地区コミュニティ 供用施設	二の岡1丁目 3-15	83-4966	二の岡
13	中央公園	萩原754-5	82-4236	新橋、萩原、西田中、茱萸沢下
14	御殿場愛郷報徳会館	仁杉255-2	89-4136	仁杉、北久原
15	竈幼稚園	竈154-1	83-4144	竈、沼田、萩原
16	富士岡小学校	中山161	87-1006	中山下、中山上、二子、中清水
17	富士岡中学校	中山825-1	87-1122	大坂、中山下、風穴
18	神山小学校	神山478-2	87-0030	神山、高内、尾尻、町屋、富士見原

19	駒門地区児童厚生体育施設	駒門471	87-0963	駒門
20	原里小学校	川島田1902	89-0458	保土沢、永塚、北畠、大沢
21	原里中学校	川島田1363-1	89-0338	川島田、北畠、大沢、杉名沢、神場
22	森之腰幼稚園	川島田443-1	82-0094	森之腰、川島田
23	原里西幼稚園	板妻101-6	89-2118	板妻
24	朝日小学校	川島田84-1	84-0188	杉名沢、川島田、森之腰、矢崎
25	御殿場農協本店	茱萸沢5	82-2800	茱萸沢上、湯沢
26	玉穂第1保育園	茱萸沢1322-1	82-0841	茱萸沢下
27	玉穂小学校	中畠441	89-0545	中畠北、中畠東、中畠南、茱萸沢下、茱萸沢上
28	中畠西地区コミュニティ供用施設	中畠1777	89-3948	中畠西、川柳
29	印野小学校	印野1710	89-2533	印野全地域
30	高根小学校	塚原38-5	82-1003	塚原、六日市場、美乃和、清後、山之尻、古沢
31	高根第2保育園	上小林431-1	89-3633	柴怒田、上小林、水土野

※ 7、9、11、13は避難地となる。